

2017年8月10日 全5頁

# 相続法改正、議論が大詰めへ

## 遺産分割の見直し等について2回目のパブリックコメントが開始

金融調査部 研究員  
小林章子

### [要約]

- 2017年8月1日、民法等の相続関係（相続法）改正に関する2回目のパブリックコメントが開始された。相続法改正については、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会において、2015年4月から審議が開始され、そこで取りまとめられた中間試案について、2016年7月に1回目のパブリックコメントが実施されていた。
- 今回のパブリックコメントは、中間試案後に追加された新たな方策等の一部（追加試案）に限定して、新たにコメントを求めるものとなっている。具体的には、遺産分割等に関する見直しおよび遺留分制度に関する見直しについてのコメントが求められている。これ以外の改正案（配偶者の居住権など）については、直近の第23回部会（2017年7月18日）で公表された「要綱案のたたき台(2)」の内容でほぼ固まったとみてよいだろう。
- 今回のパブリックコメントは9月22日に締め切られる。その後、10月から部会での審議を再開し、本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案を取りまとめることを目指すとしている。相続法の改正については、2015年4月の第1回部会から2年以上にわたって審議されてきたが、いよいよ議論が大詰を迎えたといえるだろう。

### 1. 2回目のパブリックコメントが開始

2017年8月1日、民法等の相続関係（相続法）改正に関する2回目のパブリックコメントが開始された<sup>1</sup>。相続法改正については、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会において、2015年4月から審議が開始され、そこで取りまとめられた中間試案について、2016年7月に1回目のパブリックコメントが実施されていた。

今回のパブリックコメントは、中間試案後に追加された新たな方策等の一部（追加試案）に

<sup>1</sup> e-Gov のパブリックコメント（意見募集中案件）ウェブサイト (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080158&Mode=0>)、または法制審議会のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900331.html>) 参照。

限定して、新たにコメントを求めるものとなっている。具体的には、**遺産分割等に関する見直しおよび遺留分制度に関する見直し**についてのコメントが求められている。これ以外の改正案（配偶者の居住権など）については、直近の第23回部会（2017年7月18日）で公表された「要綱案のたたき台(2)」<sup>2</sup>の内容でほぼ固まったとみてよいだろう。

今回のパブリックコメントは9月22日に締め切られる。その後、10月から部会での審議を再開し、**本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案を取りまとめることを目指す**としている<sup>3</sup>。相続法の改正については、2015年4月の第1回部会から2年以上にわたって審議されてきたが、いよいよ議論が大詰めを迎えたといえるだろう。

## 2. 追加試案の内容

前述のとおり、追加試案では、遺産分割等に関する見直し（①配偶者保護のための方策、②仮払い制度等の創設・要件明確化、③一部分割、④相続開始後の共同相続人による財産処分）および遺留分制度に関する見直し（⑤遺留分減殺請求権の効力など）が挙げられている。

### （1）遺産分割等に関する見直し

#### ① 配偶者保護のための方策（特別受益の持戻し免除の意思表示の推定）

配偶者保護のための方策として、中間試案では法定相続分を引き上げる案が提案されていたものの、パブリックコメント（1回目）の反対意見を受けて撤回された。その代わりとして提案されているのが、「特別受益の持戻し免除の意思表示」の推定の規定を設けることである。

現行の民法では、被相続人から特別な利益（特別受益）を得た相続人がいる場合、相続人間の公平のため、遺産分割の際に原則として一旦遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算することとなっている（特別受益の持戻し）<sup>4</sup>。つまり、「原則として遺産分割の計算の対象に含める」規定になっている。例えば、被相続人がその配偶者と一緒に住んでいる家を配偶者に贈与した場合、その家は原則として特別受益として遺産に持ち戻して計算され、家以外の預貯金などの遺産についての配偶者の取り分は、その分少なくなる。

追加試案では、一定期間（20年）以上、婚姻関係を継続している夫婦において、一方が他方の配偶者に居住用の家や土地を贈与<sup>5</sup>した場合には、遺産分割において、贈与された家や土地は、原則として遺産に持ち戻す必要がなくなる（計算の対象外になる）としている<sup>6</sup>。つまり、配偶者に贈与された居住用の家や土地に限り、特別受益として遺産分割の対象に含めるか

<sup>2</sup> 民法（相続関係）部会第23回会議資料23-1「要綱案のたたき台(2)」(<http://www.moj.go.jp/content/001230290.pdf>)

<sup>3</sup> 「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）の概要」(<http://www.moj.go.jp/content/001231523.pdf>) 参照。

<sup>4</sup> 例外的に被相続人が遺言で「持戻し免除の意思表示」をしている場合などは、持ち戻す必要はない。

<sup>5</sup> 生前贈与、遺贈または死因贈与。また、居住用の家や土地の所有権の贈与に加えて、長期居住権（賃借権に類似した権利で、今回の改正で新設されることが予定されている）の贈与をした場合も含まれる。

<sup>6</sup> 厳密には、被相続人の「持戻し免除の意思表示」を「推定」する規定となっている。したがって、例外的に被相続人の反対の意思表示が認められる場合には、この推定が覆るため、持ち戻す必要が生じる。

どうかについて、次のように現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として遺産分割の計算の対象に含めない」とすることを提案している。

民法第 903 条に次の規律を付け加えるものとする。

婚姻期間が 20 年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地の全部又は一部を遺贈又は贈与したとき（第 1・2 の規律<筆者注：長期居住権を新設する規律>により長期居住権を遺贈又は贈与した場合を含む。）は、民法第 903 条第 3 項の意思表示<筆者注：特別受益の持戻し免除の意思表示>があったものと推定する。

（注）下線太字は筆者による。

（出所）「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」

## ② 仮払い制度等の創設・要件明確化

複数の相続人が共同相続した預貯金は、遺産分割の対象になり、遺産分割前の個別の払い戻し請求は原則として認められないものとして取り扱われる<sup>7</sup>。この取り扱いにおいては、遺産分割前の緊急の払い戻しの必要が生じた場合（相続債務や葬儀費用の支払い、相続人の生活費など）でも払い戻しができず、相続人が困ることが予想されるため、その対処が必要になる。

追加試案ではその対処として、仮払い制度などが提案されている。具体的には、家庭裁判所の手続き（保全処分）の中での仮払いを認める案と、家庭裁判所の手続き外で、一定の上限金額まで（計算式は次頁図表を参照）の払い戻しを認める案の 2 つの案が提案されている。この 2 つの案は選択的ではなく並列の案であるため、両方の案が採用される可能性がある。両方の案が採用された場合、仮払いを求めたい者は、まず裁判所外で上限の 100 万円（債務者ごと）までの払い戻しを受け、その金額では不足する場合には裁判所での手続きの中で払い戻しを求める、といった利用方法も可能になる。

### (1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第 200 条〔筆者注：保全処分の規定〕に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができる。

### (2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の 2 割にその相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者<筆者注：銀行などの金融機関>

<sup>7</sup> 最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（民集 70 巻 8 号 2121 頁）、最高裁平成 29 年 4 月 6 日第一小法廷判決（裁判所時報 1673 号 3 頁）。

ごとに 100 万円を限度とする。)については、**単独**でその権利を行使することができる。[この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、遺産分割の時ににおいて遺産としてなお存在するものとみなす。]

(注) 下線太字は筆者による。

(出所)「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)」

### 図表「(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策」の場合の計算式

払い戻し可能額＝相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)×20%×法定相続分

(注) ただし、金融機関ごと(同一の金融機関に複数の口座がある場合は、合算)に最大 100 万円まで。

(出所)「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)の補足説明」参照。

### ③ 一部分割

遺産分割において、一部の遺産のみを先に分割すること(一部分割)を相続人が希望することがある。例えば、遺産中にすぐ処分できる預金や現金と、処分に時間や手間がかかる不動産があるとき、とりあえず前者を先に分割して、現金を手にしたというような場合である。この一部分割は、実務上認められてきたものの、現行の民法では規定が設けられていなかった。

追加試案では、共同相続人間での協議による遺産分割において、原則として一部分割ができることを明文化することとしている。また、協議で合意できなかった場合、家庭裁判所での遺産分割手続き(調停・審判)を行うことになる。追加試案では、一定の要件のもと、遺産の全部分割だけでなく、一部分割も家庭裁判所に請求できることとしている。

### ④ 相続開始後の共同相続人による財産処分

共同相続人の一人が、遺産の分割が終了するまでの間に遺産の全部又は一部を処分した場合、現行の実務では、その処分された遺産については遺産分割の対象外とする取り扱いがされてきた。追加試案では、次の2つの案が提案されている。

甲案：処分された遺産が、遺産分割時に遺産としてなお存在するものとみなして、遺産分割の対象財産に含めて計算する取り扱いとする。

乙案：他の相続人が遺産を処分した相続人に対して、その処分がなかったと仮定した場合との取り分の差額を、賠償金として請求できる取り扱いとする。

## (2) 遺留分制度に関する見直し

### ⑤ 遺留分減殺請求権の効力など

遺留分制度とは、遺贈(遺言による贈与)や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された場合などでも、法定相続人のうち特に被相続人との血縁に近い者(遺留分権利者<sup>8)</sup>)に限つ

<sup>8</sup> 遺留分権利者は、配偶者、直系卑属(子・孫など)、直系尊属(両親・祖父母など)である。

て、特別に最低限の財産の取り分（遺留分）の取戻しを認める制度である。

現行では、遺留分権利者による遺留分を求める請求（遺留分減殺請求）がされると、遺留分を侵害している贈与などは、その侵害額の限度で効力を失い、贈与された財産は原則として、遺留分権利者と贈与を受けた者との共有になる。つまり、原則として贈与された財産そのものを現物返還するという効力が生じ、例外的に金銭による支払いが認められている（価額弁償）。

追加試案では、遺留分権利者は、遺留分減殺請求の効力として、現物返還ではなく、原則として遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるとし、例外的に一定の期間までの間、贈与などをを受けた者に選択権を与え、その者が選択した場合には、金銭の支払いに代えて、指定した財産（指定財産）の給付ができることとしている（現物給付）<sup>9</sup>。つまり、遺留分減殺請求の効力について、**現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として金銭による支払い」とすることを提案している**<sup>10</sup>。

### 3. 追加試案以外の改正案（パブリックコメント対象外）

前述したとおり、今回のパブリックコメントの対象となっているのは改正案の一部であり、対象外とされた改正案については、直近の第23回会合（2017年7月18日）で公表された「要綱案のたたき台(2)」が最新の案となっている。一部、2つの案が並列している項目があるものの、今回のパブリックコメントの対象外とされた改正案については、この内容でほぼ固まったとみてよいだろう。

具体的には、①居住用の不動産について、配偶者が短期・長期の居住権を相続できる規定を設けること、②自筆証書遺言の一部を自筆以外で作成することを認めること、③自筆証書遺言（原本）を法務局に保管できる制度を創設すること、④遺言執行者について、個別の種類における権限（例えば、預貯金の払い戻しや預金契約の解約を申し入れる権限など）の規定を設けること、⑤遺留分の計算の際に考慮される（減殺される）贈与について、相続人に対する贈与は相続開始前10年間にされたものに限ること、⑥相続人以外で被相続人の財産について貢献した者に相続人への金銭支払請求権を認めること、などが挙げられている。

### 4. 今後のスケジュール

前述のとおり、今回のパブリックコメントは9月22日に締め切られ、その後、10月から部会での審議が再開することとされている。10月からの部会では、今回のパブリックコメント結果を踏まえて審議が行われる。予定通り本年（2017年）末または来年（2018年）初めに改正の要綱案が取りまとめられれば、来年（2018年）中の通常国会に改正法案が提出されると思われる。

<sup>9</sup> どの財産を給付するかを選択権（指定権）は、贈与などをを受けた者（遺留分減殺請求をされる者）がもつこととされている。

<sup>10</sup> これに合わせるため、贈与などをを受けた者の負担額に関する規定の改正も提案されている。このほか、遺留分の計算方法を明文化することも予定されている。「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）の補足説明」参照。